

2013年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ 様

北海道公務員共闘会議地公三者共闘会議
議長 千葉 利山



「本年度7月からの給与減額支給措置」撤回の要求書

5月17日、高橋知事は、「多額の収支不足に対処し、道民サービスを低下させないためには、国家公務員に準じた措置を行うこともやむを得ないと判断した」として、本年度7月からの給与減額支給措置について、国に準じた内容で、新たな賃金削減提案を強行しました。

今回の国からの地方公務員給与の引き下げの強制は、①地方自治の精神に反すること、②労使自治に反すること、③国に先駆けた地方行政改革や給与削減の努力を無視していること、④臨時特例法附則に明記された「自主的かつ適切に対処」と矛盾すること等の課題があり、地方自治を根底から否定する政策手法です。また、政府の推し進めるデフレ脱却の政策とも矛盾しており、さらに、地域の民間賃金の決定にも影響し、地域の需要を押し下げ、結果として地域経済に「負のスパイラル」が生じることとなります。

今回の国の措置について、高橋知事自らが副会長を務める全国知事会をはじめ地方6団体は、4月22日、「本来、条例により自主的に決定されるべき給与について引き下げ要請が行われたことは、あってはならないこと」とし、2013（平成25）年第1回定例道議会では、「地方自治の本旨に照らし極めて不適切なもの」と全会派一致で意見書を採択しています。また、高橋知事は、議会において、「職員給与の取り扱いについて、国から要請があり、遺憾である」と回答し、道当局も労使交渉において同様の認識を示しています。

しかし、知事は、これまでこのような認識を示してきたにもかかわらず、今回の提案を強行しました。このことは、①国の不当介入に対する地方自治体の長としての責任の放棄であり、②これまで実施してきた国を上回る給与の削減、「職員数適正化計画」による大幅な人員削減の実態を無視するものであり、憤りを禁じ得ません。また、2012（平成24）年「1月闘争」において労使で確認した「示した範囲内で、縮減率の圧縮について話し合う」という約束を反故にするものでもあります。さらに、提案内容は、自ら招いた現在の収支不足の責任を曖昧にし、職員とりわけ管理職層よりも組合員層に多く負担を強いいるという許しがたいものです。15年にもわたる独自削減や退職金の削減、この間の賃金抑制政策により、私たち組合員・家族の生活は限界であり、今回の提案は断じて認められず、撤回すべきです。

つきましては、次のとおり要求しますので、5月24日までに文書で回答することを求めます。

記

- 1 今回の提案は、労使交渉で確認した「示した範囲内で、縮減率の圧縮について話し合う」という約束を反故にするものであり断じて認められない。「本年度7月からの給与減額支給措置」の提案を撤回し、歳入・歳出全般にわたる検討を行い、人件費削減によらない収支不足の対策を行うこと。
- 2 交付税削減を前提として、地方自治体の給与削減を要請した今回の国の措置に対する認識を改めて明らかにすること。また、地方交付税法第17条の4「交付税の額の算定方法に関する意見の申出」制度を活用し、総務大臣宛に意見書を提出すること。

以上